



令和3年10月発行 —

## ごあいさつ



一般社団法人 千葉県獵友会 会長 鈴木 理之

令和2年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、皆様のご協力を得て、銃による有害捕獲員研修会の実射研修会が無事終了できましたことお礼申し上げます。しかしながら、大勢を集めるフィールド射撃大会を始めとする各種射撃会等中止となつており、会員の皆様にご迷惑おかけしておりますが、事故・違反が起きたということの無い様に、それぞれの皆様が機会を作り、機会を捉えて射撃訓練をしていただけたらと思います。

また、本年は狩猟免許更新の3年に一度の大量更新の年に当たっており、会員の人数がどのように変動するのか心配をしているところです。初心者狩猟免許試験が定員数を設けられてはおりますが、例年同様の回数となり、新規会員確保のため皆様のご協力、ご指導を宜しくお願ひ致します。

会員が増加することは、獵友会の活発化、連帯感につながること思います。先輩として、狩猟に関してのいろいろな面について、新規に獵友会員になられた方々への、惜しみないご指導をくださるようお願い致します。

最後に、一刻も早い新型コロナウイルス感染症の終息と皆様のご健康をお祈り申し上げるとともに、獵期中の無事故・無違反を祈念いたしまして私の挨拶といたします。

### 安全狩猟のために

«狩猟者は、狩猟の意義を再確認し、世人から信頼される存在になるよう心掛けて行動しよう。»

#### 1. 矢先の確認

- 周囲の安全を常に注意する。

#### 2. 獲物の確認

- 獲物が見えないときは、発砲しない。
- «人かもしれない»の注意を常に持つこと。

#### 3. 脱包の確認

- 弾の装填有無を常に確認する。



#### 4. 経験や体力を過信しない

- 常に基本を守り、体調変化にも注意する。

#### 5. 獣犬の管理徹底

- 獣猟犬の取扱いには、特に注意すること。

#### 6. 獵野は他人の土地との認識を持つこと

- 法の制限の有無に関らず、他人に不快感を抱かせる行為はしないこと。

#### 7. 安全狩猟用帽子・ベスト着用の徹底を



獵銃・装弾の保管、管理は厳格に

## 令和3年度 狩猟及び鳥獣行政の動向について

千葉県自然保護課狩猟・保護班

県では、野生鳥獣による農業等への被害の拡大や外来種による生態系への影響等が懸念されています。そのため、県では各種対策を講じておりますが、千葉県獣友会会員の皆様には、日頃、狩猟及び有害鳥獣捕獲等の鳥獣行政の推進に多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、昨年度は獵犬による事故などの不適正な事例もありました。こうした事例を防止するためには、日頃から法令を遵守する意識を常に持ち、安全確保を徹底する必要があります。今後とも、識別し易い獵装の着用や発砲前の矢先の確認等、注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

今年度の県の主な事業は以下のとおりです。

### 1 野生鳥獣の保護対策について

#### (1) 鳥獣保護区等の指定

県では、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区等の指定を進めており、今年度は2か所の鳥獣保護区、30か所の特定獵具使用禁止区域及び1か所の指定獵法禁止区域の期間更新とともに、2か所（「長生都市広域」、「東京湾岸」）の特定獵具使用禁止区域の拡大を行う予定です。各鳥獣保護区等の区域は、県が毎年度発行する最新のハンターマップによりご確認をお願いします。

#### (2) 放鳥の実施

生息数が減少している狩猟鳥の数の回復を図るため、ヤマドリの鳥銃保護区等への放鳥を実施しています。足環をつけた鳥を捕獲した方は、最寄りの地域振興事務所に足環を提出するとともに、捕獲年月日・捕獲場所等を報告してくださるよう、ご協力をお願いします。

〈放鳥計画数〉 ヤマドリ：150羽

#### (3) 国による狩猟鳥獣の捕獲禁止

メスヤマドリ、メスキジについては、全国で捕獲が禁止されています。

#### (4) 県による狩猟鳥獣の捕獲禁止

県では、キツネの捕獲を禁止しています。また、オスヤマドリについては、1月16日から2月15日までの期間における捕獲を禁止しています。

### 2 狩猟の適正化対策について

#### (1) 鳥獣保護管理員の設置

狩猟事故や違反の防止など、狩猟の適正化を図るため、県下に106名の鳥獣保護管理員を設置しています。現地で不明なことがありましたら、お気軽にご相談願います。

#### (2) 危険獵法の禁止など

爆発物、劇薬、据銃、落とし穴、吊り上げ式くくりわななどの危険な獵法は禁止されています。また、とらばさみと一部のくくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものなど）が禁止獵法に指定されています。

ただし、県では、平成29年度の獵期から、イノシシ、ニホンジカを狩猟で捕獲する場合、足くくりわなに限り輪の直径15cm以下のものが使用できます。

#### (3) 網猟・わな猟に係る標識の設置義務

網・わなの狩猟者登録を受けた者は、法令に基づき、使用する獵具ごとに住所、氏名、狩猟者登録証に記載された知事名、登録年度及び登録番号を、一字の大きさが縦横1センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を付ける義務がありますので、遵守してください。

#### (4) マナーの遵守

令和2年度狩猟期の通報等の件数は、事故が1件、苦情が26件、行政への違反通報が8件ありました。

主な苦情は、銃猟への不安、狩猟マナーに関するもの、猟犬に関するものなどでした。

また、違反通報は、公道上での狩猟、違法なわなの設置、家屋への散弾落下などでした。

これらの行為は、狩猟者全員に迷惑をかけることとなりますので、ルールやマナーは守ってください。

### 3 狩猟による有害鳥獣の捕獲推進について

#### (1) 知事賞の交付

県では、生態系や農林作物に特に有害性を発現する鳥獣の捕獲を狩猟期間中に推進するため、各単位猟友会が主催する有害鳥獣捕獲競猟会の成績優秀者に対し、知事賞を交付しています。

#### (2) 狩猟税の軽減

以下に該当する方の狩猟税が軽減されます。

- ・登録申請日に県内の市町村長から対象鳥獣捕獲員に指名又は任命されている方  
⇒非課税

- ・登録申請日に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で従事者証の交付を受けている方  
⇒非課税

- ・登録申請日前1年以内に有害鳥獣捕獲許可を受け県内で有害鳥獣の捕獲等を行った実績のある方  
⇒半額

- ・登録申請日前1年以内に従事者として従事者証の交付を受け、県内での有害鳥獣の許可捕獲を行った実績のある方  
⇒半額

なお、申請方法については、各単位猟友会にお問い合わせください。（場合により減免にならないことがあります。）

### 4 C S F（豚熱）の感染拡大防止について

昨年6月に茨城県取手市の野生イノシシからC S Fが確認されたことから、千葉県では防疫措置を強化しました。有害鳥獣捕獲及び狩猟を行う際には県内での感染拡大防止のため、捕獲したイノシシや器具、車両の消毒等の防疫措置にご協力をお願いいたします。

### 5 指定管理鳥獣捕獲等事業について

県では、イノシシ及びニホンジカによる農業被害や生態系被害の抑制を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しています。引き続きご理解ご協力をお願いします。

#### (1) イノシシ

県北部（銚子市・旭市・成田市・印西市・香取市・東庄町）

県中部（千葉市・市原市・東金市・大網白里市）

#### (2) ニホンジカ

県中部（市原市・大多喜町）

県南部（君津市）

### 6 特定外来生物対策について

県内に生息する特定外来生物（鳥獣）のうち、アカゲザルとその交雑種、アライグマ、キヨンについて、外来生物法に基づく防除実施計画をそれぞれ策定し、防除事業を実施しています。これらの特定外来生物の防除につきましても、ご理解ご協力をお願いします。

県 警 だ よ り

# ストップ獵銃事故！！

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課



～令和3年度狩猟期間～

令和3年11月15日(月)～令和4年2月15日(火)

## 令和2年度の狩猟事故

### ○ 全国の人身事故発生状況

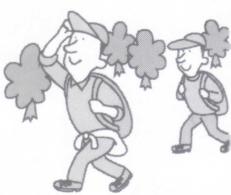
狩猟等に起因する獵銃等に係る人身事故は、発生件数7件（前年度比+3件）、死者1名（前年度比±0名）、重傷者3名（前年度比+3名）、軽傷者3名（前年度比±0名）でした。この人身事故の原因別として、暴発4件（前年度比+2件）、矢先の安全不確認1件（前年度比±0件）、誤射1件（前年度比+1件）、その他0件（前年度比-1件）現在も捜査中が1件でした。

※ 重症：全治1か月以上の傷害

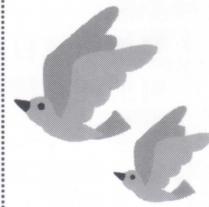
### ○ 千葉県の発生状況

県内では、人身事故0件（前年度比±0件）、違反4件（前年度比+4件）でした。

#### 事故防止のポイント



- ・ 銃を発射する前に周囲の安全を確認する。
- ・ 常に  
「獲物ではなく人かもしれない」  
「背後に人がいるかもしれない」  
という最悪の事態を想定して矢先を慎重に確認する。
- ・ バックステップがない場所では発射しない。



## 令和2年度の千葉県警察に対する苦情

令和2年度の狩猟期間中、千葉県内における110番通報及び管轄警察署への通報は、39件でした。禁猲区は昨年と同一とは限りません。必ず最新の地図で確認して下さい。

苦情内容	令和2年度	令和元年度	増減
取締り要望等に関すること	16	21	-5
狩猟区域に関すること	10	3	+7
流れ弾に関すること	4	4	±0
狩猟者のマナーに関すること	4	2	+2
その他	5	3	+2
計	39	33	+6

## 獵銃事故を防止するために

令和2年度に全国で発生した人身事故7件のうち加害者不明を除く6件中4件が年齢60歳（平均年齢63歳）、3件が獵銃所持歴30年以上（平均は34年）の所持許可者によるものです。また、期間中の違反件数は56件（前年度比+15件）、違反者60人（前年度比+23人）に達し、違反者の平均年齢は約65歳であり、平均所持歴は約25年でした。

銃の危険性を忘れることなく、慣れからくる油断を払拭し、基本に立ち返って獵銃を取り扱うとともに、事故を防止するため、狩猟に用いる獵銃ごとに射撃練習を行い、射撃技能の維持向上に努めてください。



## 「拳銃110番報奨制度」 ～拳銃のない安心・安全な千葉県に～



全国統一フリーダイヤル

ジュウ ミナナシ

0120-10-3774

警察では、銃器犯罪の根絶に向け、違法銃器の押収や被疑者の検挙に努めるとともに、銃器犯罪に関与する暴力団などの犯罪組織の壊滅に向けた対策を強化しており、拳銃に関する情報提供のための『拳銃110番報奨制度』についても周知を図っています。

この制度は、県民の皆様方から広く拳銃情報を募り、寄せられた情報に基づいて拳銃を押収し、かつ、被疑者検挙に至った場合には『押収銃器1丁につき10万円』を目安として報奨金が支払われるというもので、匿名による通報も受け付けています。

違法銃器の摘発には、県民の皆様から寄せられる通報や情報が欠かせません。断片的な情報でも構いませんので、情報提供をお願いします。

## 「匿名通報ダイヤル」 ～安心な社会を創るための匿名通報事業～

とくめいつうほう

やつてサンキュー

0120-924-839

匿名通報ダイヤルとは、警察への通報に踏み切れない事案（主に被害者本人からの申告が期待しにくく、潜在化しやすい犯罪）についての通報を匿名で受け付け、『通報者に対して貢献度に応じ、最大で10万円』の情報料を支払う事業であり、これらの情報を犯罪捜査に役立てようとするものです。対象事案については、以下のとおりです。

- ・暴力団が関与する犯罪・犯罪インフラ事犯・薬物事犯・拳銃事犯
- ・特殊詐欺・少年福祉犯罪・児童虐待事案・人身取引事犯 等

皆様からの情報提供をお願いします。

### 24時間オンライン受付

<http://www.tokumei24.jp> (パソコン)

<http://www.tokumei24.jp/i> (モバイル)

### 電話受付

(通話料無料)

月曜日～金曜日

9:30～18:15



### 《拳銃や薬物に関する情報の連絡先》

○最寄りの警察署・交番・駐在所

○千葉県警察本部薬物銃器対策課 ☎ 043-201-0110 (代表)

事

務

局

だ

よ

り

## 令和3年 通常総会の概況

本年の通常総会は、令和3年7月21日（水）千葉市内「京成ホテル・ミラマーレ」において開催されました。

## 功労者表彰

表彰名	氏名	所属獣友会
千葉県知事感謝状	松山 平	千葉市獣友会
大日本獣友会長表彰状	藤崎昌之	佐倉獣友会
	鈴木英吉	成田獣友会
	菅野 満	香取郡獣友会
	大塚敏郎	東葛飾郡獣友会
千葉県獣友会長表彰状	岡部戰勝	千葉市獣友会
	小嶋政光	市原市獣友会
	茂塚 茂	習志野八千代獣友会
	榎本文夫	君津獣友会
	古藤 覚	木更津獣友会
	村田貴嗣	安房獣友会
	莊司謙一	夷隅郡市獣友会
	渡邊久也	長生郡市獣友会
	大池久男	東金地区獣友会
	岩崎秀夫	山武北部獣友会
	加瀬富雄	銚海獣友会
	須合正一	匝瑳獣友会
	稻垣茂夫	香取郡獣友会
	田中利明	佐原獣友会
	島田 勇	香取東部獣友会
	安田英明	佐倉獣友会
	小島春男	印西獣友会
	眞通一夫	東葛飾郡獣友会
	倉光友文	市川獣友会
	堀崎進	船橋獣友会
	伊能政一	柏獣友会
	源平春彦	野田獣友会

## 令和2年度無事故無違反表彰

## 18年連続表彰

印西獣友会

## 11年連続表彰

君津獣友会

## 8年連続表彰

木更津獣友会  
匝瑳獣友会  
野田獣友会

## 6年連続表彰

市川獣友会

## 5年連続表彰

銚海獣友会  
佐原獣友会

## 3年連続表彰

香取東部獣友会



## 議事

議長：濵谷忠夫（柏獣友会）

副議長：石橋清克（印西獣友会）

議事録署名人：熱田富雄（匝瑳獣友会）

高塚洋勝（佐原獣友会）



上程した次の議案総て可決承認された。

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和2年度決算承認について

〈監査報告〉

議案第3号 役員の一部改選について

議案第4号 令和3年度会費額決定について

議案第5号 令和3年度事業計画案決定について

議案第6号 令和3年度収支予算案承認について

議案第7号 会運営費の一時借入承認について

事 業 局 だ よ り

## 令和3年度千葉県獵友会事業計画

### 1. 狩猟道徳の徹底

- (1) 総会、役員会、各種講習会及び指導通達等を通じて近代狩猟に必要な狩猟道徳の高揚と会員の資質向上に努める。
- (2) 違法、安全狩猟推進のため単獵事業に対する指導援助を行う



### 2. 事故防止事業

- (1) 事故防止指導及び広報活動の推進
- (2) 無事故無違反単獵の表彰
- (3) 事故防止射撃研修会及び残弾処理射撃大会の励行
- (4) 事故防止及び狩猟マナー向上のために行う安全狩猟射撃大会の援助
- (5) 県が行う狩猟に関する安全対策事業に協力

### 3. 鳥獣保護増殖事業

- (1) 行政が行う鳥獣保護事業に協力
- (2) 放鳥事業の推進（キジ、ヤマドリ令和3年10月中旬～令和4年3月上旬）
- (3) 鳥類の生息環境及び自然保護思想の高揚を図る

### 4. 有害鳥獣捕獲事業

- (1) 獲期中に行う有害鳥獣捕獲の奨励
- (2) 獲期外の有害鳥獣捕獲に対する責任ある協力
- (3) 県が行う調査及びそれに伴う事業に協力
- (4) 広域捕獲に伴う事業に協力
- (5) 獲銃による有害捕獲に従事する者に対する研修会の開催（令和4年1月～）

### 5. 認定鳥獣捕獲等事業者として指定管理鳥獣捕獲等事業に参加する

### 6. 千葉県射撃場指定管理運営

### 7. 狩猟免許関連事業

- (1) 狩猟免許更新の講習会及び狩猟免許試験に協力
- (2) 初心者狩猟免許試験準備のための講習会を開催し、優良ハンターの育成を図る

### 8. 狩猟者登録事業

- (1) 狩猟者登録申請手続及び返納事務（県内及び県外）
- (2) 県外登録者申請受付事務に協力



### 9. 狩猟事故共済事業及びハンター保険の加入、請求、給付事務

### 10. 千葉県証紙売り捌き事業

### 11. 大日本獵友会の行う事業に協力

### 12. 大日本獵友政治連盟の活動に協力

### 13. 獲銃用火薬類無許可譲受票の交付事務

### 14. 会報「県獵ニュース」を発行し、各種情報の提供と会員相互の親睦を図る

### 15. 射撃部斯道奨励事業

千葉県獵友会フィールド射撃大会等各種射撃大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し中止

### 16. 獣犬部斯道奨励事業

- (1) 令和3年度獣犬獵野競技会（令和4年4月上旬）

### 17. 主な会議等の開催

- (1) 令和3年通常総会 (令和3年7月21日(水))

京成ホテル・ミラマーレ)

- (2) 令和3年度事務担当者会議 (令和3年8月6日(金))

京成ホテル・ミラマーレ)

# 射 撃 ・ 猟 犬 だ よ り

## 獵犬獵野競技会・各種射撃大会は、新型コロナウイルス 感染症の拡大防止のため中止となりました。

### 獵銃による有害捕獲基本方針（抜粋）

#### 1 目的

この基本方針は、年々増加する農林水産物被害に対応して、獵友会組織が有害鳥獣の捕獲をもって社会的貢献をするとともに、有害捕獲の責任ある体制を整備し、安全対策を講ずることにより狩猟者の地位向上と狩猟の永続を図ることを目的とする。

#### 2 対応方針

##### ● 対象事業

この基本方針が対象とする事業は、市町村等から委託を受け行う捕獲事業（調査捕獲等を含む）のうち、獵銃を使用するものとする。

##### ● 事業の受託

###### (1) 事業を受託できる者

千葉県獵友会等の名称を冠して、市町村等から捕獲事業を受託できるのは、(一社)千葉県獵友会及び単位獵友会に限定する。

###### (2) 事業を受託しようとする者は、総合的な判断の下に市町村等と次の内容で事前協議を行い、その成立した事前協議の内容について(一社)千葉県獵友会の有害対策委員会の承認を受けたうえでなければ受託することができない。

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| ①依頼先名                | ⑦安全対策（地域住民への広報、協力体制の整備） |
| ②実施地域                | ⑧受託額                    |
| ③捕獲許可の内容             | ⑨保険等                    |
| ④実施計画                | ⑩事故等への対処方法              |
| ⑤従事者の名簿（単位獵友会の推薦書）   | ⑪その他                    |
| ⑥捕獲対象（捕獲数、捕獲期間、対象地域） |                         |

##### ● 実施体制

###### (1) 捕獲隊の設置

- 1) 捕獲隊は、単位獵友会に設置する。
- 2) 捕獲隊の代表者は、単位獵友会の会長が務めるものとする。また、従前からの捕獲隊のうち、単位獵友会の下部組織に設置されたものは、単位獵友会の下に改編するものとする。
- 3) 捕獲隊は、一つの単位獵友会に複数置くことができる。
- 4) 捕獲隊には、隊長を置くものとする。隊長は、捕獲隊を指揮監督し、捕獲隊を所掌する単位獵友会の指揮命令の下に活動する。
- 5) 捕獲隊の構成員（以下「捕獲隊員」という。）は、捕獲に当たる捕獲員と捕獲時に周囲の安全確認を任務とする監視員からなるものとする。

###### (2) 捕獲隊員の選任及び従事者としての推薦

- 1) 捕獲隊員は、単位獵友会の所管する地域に居住する者のうちから単位獵友会の会長が選任することを原則とする。なお、単位獵友会の支部等の下部組織（市町村単位）の区域内に居住する者を優先して選任することができる。
- 2) 単位獵友会の会長は、市町村等から捕獲を受託するときは、選任した捕獲隊員を従事者として推薦するものとする。

###### (3) 捕獲隊員の選任要件

- 1) 単位獵友会の会員であり、千葉県獵友会の指定する保険に加入している者であること。

2) 心身が健全であり、捕獲に従事することができる者であること。

3) 社会通念上、捕獲に従事することができる年齢であること。

4) 当該地区を所管する単位獵友会員でない者は、その帰属する単位獵友会長の推薦を得た者であること。

5) 選任前3年以内に、狩猟事故、鳥獣保護法違反がないこと。

6) 捕獲隊の趣旨に同意し、捕獲隊員としての規律を遵守できる者であること。

7) 捕獲隊員として出動ができる者であること。

8) (一社)千葉県獵友会が実施する研修会（講習会、実射訓練等）を履修した者及び履修を予定する者であること。

9) その他、単位獵友会長が必要と認めた事項。

##### (4) 捕獲隊の出動時の留意事項

- 1) 単位獵友会長は、あらかじめ選任された捕獲隊員を出動させる。
- 2) 安全対策（広報等）の徹底を確認する。
- 3) 捕獲事業は、委託者からの出動要請及び実施計画に基づき実施する。
- 4) 捕獲は委託者の立ち合いを求めて実施することを基本とする。
- 5) 連絡事項等の徹底を図り、安全な捕獲を実施する。

##### (5) 報告等

- 1) 捕獲隊の隊長は、捕獲事業に関する活動状況を記録し、保管しなければならない。また、その記録は捕獲事業終了後に、単位獵友会の会長に提出しなければならない。なお、捕獲事業中に事故、違法行為、モラルに反する行為等の情報が寄せられた場合、隊長は単位獵友会長に速やかに報告しなければならない。
- 2) 単位獵友会長は、各捕獲事業が終了したときは、速やかに(一社)千葉県獵友会長に記録等を提出しなければならない。

##### (6) (一社)千葉県獵友会の行う研修会

###### (目的)

銃猟の安全対策を内容とする研修を行う。

###### (研修内容)

- ①鳥獣保護法・銃刀法等の法規関係について
- ②獵銃並びに火薬類等の取り扱いについて
- ③捕獲対象物について
- ④銃猟における安全対策について
- ⑤獵銃の取り扱い及び実射訓練について
- ⑥その他、必要な事項について

###### (研修会場)

千葉県射撃場を主たる会場とする。

この基本方針は、平成21年12月1日から施行する。

(一社)千葉県獵友会

# 注意事項

- シルバー狩獵者は、つまづきやスリップには細心の注意！
  - くくりわなは、イノシシやクマ類の「逆襲」に特に注意！
  - 大型獣の錯誤捕獲は、単独で対処せず必ず仲間や役場に連絡！

獣銃の事故は、引き続き暴発を原因とする事故が発生しています。

特に「脱包の確認」は基本中の基本です。発砲の機会がなくなったら、速やかに脱包してください。

また、平成29年度から大日本猟友会構成員は**「大粒散弾の使用禁止」**としています。シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、獲物と矢先を十分確認した上で発砲してください！

## 事故発生概況報告書について

- ・事故発生概況報告書は、発生から30日以内に大日本獵友会に提出  
30日超となる場合は、遅延理由書が必要となります。
  - ・事故が発生したら先ず単獵事務局に報告してください。  
(日獵会報狩獵事故共済普通保険約款参照)

様式Ⅰ		年 月 日											
事故発生概況報告書													
一般社団法人 大日本獵友会長 嘉		都道府県獵友会											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住 所</td> <td style="width: 10%;">郵 番</td> </tr> <tr> <td>姓 氏 名</td> <td>所 属 (支部)</td> </tr> <tr> <td>年 齢</td> <td>地 区 (支部) 狩猟経験 年</td> </tr> <tr> <td>電 話番号</td> <td>自 宅: 携 帯:</td> </tr> <tr> <td>会員種別</td> <td>① 一種獵友 ② 二種獵友 ③ わな ④ 獄</td> </tr> </table>		住 所	郵 番	姓 氏 名	所 属 (支部)	年 齢	地 区 (支部) 狩猟経験 年	電 話番号	自 宅: 携 帯:	会員種別	① 一種獵友 ② 二種獵友 ③ わな ④ 獄		
住 所	郵 番												
姓 氏 名	所 属 (支部)												
年 齢	地 区 (支部) 狩猟経験 年												
電 話番号	自 宅: 携 帯:												
会員種別	① 一種獵友 ② 二種獵友 ③ わな ④ 獄												
<p>狩猟事故共済普通保険約款第22条の規定により、下記の通り事故発生概況を報告します。</p> <p style="text-align: right;">添付の項目は該当事項を○で囲む。</p>													
1. 事 故 種 別 (① 他損 ② 自損 ③ 病疾) (※2区分とも選択可)													
① 一般狩猟 ② 有害獣害 ③ 指定管理事業 ④ 射撃練習													
2. 事故発生日時 年 月 日 時 (午前・午後) 時 分													
3. 事故発生場所													
4. 犬 寄 著 住 所 (他の獵友の場合は 認入して下さい)													
損害者 (① 携員である ② 携員ではない) 5. 服 裝 (カバーパンツ又は (西古着用の有無))													
事業者 ※ (① ベスト着用 ② パンツ着用) 損害者 ※ (① ベスト着用 ② パンツ着用) 損害者が会員の場合のみ													
6. ハンターワーク保険 加入会社名 保険会社社名: (掛け場合: 担当者名 TEL)													
7. 事 故 発 生 状 況 (なるべく詳しく述べて下さい。必要に応じ、詳細説明、新聞記事等を添付して下さい)													
8. 事 故 を 説 明 可 で き る 者 姓(①同行者 ②その他の ) 住所 氏名 郵 送 TEL													
9. その他の参考事項													
<p>上記の通り報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">獵友会 地区獵友会(支部)</td> <td style="width: 50%;">都道府県獵友会 会長 ㊞</td> </tr> </table>				獵友会 地区獵友会(支部)	都道府県獵友会 会長 ㊞								
獵友会 地区獵友会(支部)	都道府県獵友会 会長 ㊞												



射 撃 場 だ よ り

## 千葉県射撃場ご利用案内

**休業日** 毎週火曜日(但し、祝日等の場合は翌日)  
**年末年始** 12月29日 ~ 1月3日

**利用時間** 午前9時 ~ 午後5時  
 (12・1・2月は午後4時まで)  
 ※時間外の使用はできません

**利用施設** 100m 静的  
 50m 静的・動的  
 ○使用銃種 ライフル銃(10.5mm 以下)  
 散弾銃(12番口径 以下)  
 空気銃(6.9mm 以下)

**使用料金** 共同使用(個人)  
 1射座(2時間まで) 1,860円  
 超過料金 1時間につき 930円  
 専用使用(団体)  
 1射面(2時間まで) 9,300円  
 超過料金 2時間ごとに 9,300円  
 標的紙代 静的紙 1枚200円  
 動的紙 1組800円



**お知らせ** 新型コロナ感染症拡大防止のため各種利用制限をお願いしております。  
 ご不便をおかけしますがご協力をお願いいたします。

○詳細はホームページをご覧いただけます。射撃場までお問い合わせください。

住 所 市原市古敷谷2620  
 ☎ 0436-98-0314  
 地図 外道市原鶴舞インターより10分  
 ホームページ開設中  
 検索は「千葉県射撃場トップページ」で (^\_-)-☆



## 狩獵者登録証の返納はお早めに！

有効期間満了後30日以内です。(事務局返納は25日以内)  
必ず期日内に返納してください。

## ベスト・帽子の着用は忘れずに！

会員新規加入者については大日本猟友会より全員にベスト・帽子が無償配布されます。

その後の紛失・汚濁等については有償交換となり、会員以外の方には有償・無償を問わず配布しません。

## 事故報告は1か月以内に！

万一、狩猟中、有害捕獲中に事故・ケガをした場合、必ず単位猟友会事務局を通じて県猟友会事務局へ報告して下さい。1か月以内に報告しないと、保険がおりない場合があります。

### 事 務 所

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7（森林会館 2階）  
TEL 043-222-6033 FAX 043-225-1576

### 千葉県射撃場

〒290-0258 市原市古敷谷2620  
TEL 0436-98-0314  
FAX 0436-98-0211

### 大日本猟友会

〒120-0073 東京都千代田区九段北3-2-11  
TEL 03-3234-8080

### 関係課及び地域振興事務所

県自然保護課  
葛南地域振興事務所  
東葛飾地域振興事務所  
印旛地域振興事務所  
香取地域振興事務所  
海匝地域振興事務所  
山武地域振興事務所  
長生地域振興事務所  
夷隅地域振興事務所  
安房地域振興事務所  
君津地域振興事務所

千葉市中央区市場町1-1  
船橋市本町1-3-1 フェイス7階  
松戸市小根本7  
佐倉市鎧木仲田町8-1  
香取市佐原イ92-11  
旭市ニ1997-1  
東金市東新宿1-11  
茂原市茂原1102-1  
夷隅郡大多喜町猿稻14  
館山市北条402-1  
木更津市貝渕3-13-34

043-223-2972  
047-424-8092  
047-361-4048  
043-483-1447  
0478-54-7505  
0479-64-2825  
0475-55-3862  
0475-26-6731  
0470-82-2451  
0470-22-7111  
0438-23-2285